

千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

日時:平成 29 年 1 月 30 日 (月)
午後 1 時 30 分～
場所:京葉銀行文化プラザ 6 階 櫻 I

目 次

1. 開 会	1
2. 千葉県環境生活部長あいさつ	1
3. 部会長あいさつ	2
4. 議 事	2
議題	
東京湾総量削減計画の策定及び東京湾総量規制基準の設定について	3
議題	
印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定について	5
手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定について	
霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定について	1 8
5. そ の 他	2 7
6. 閉 会	2 8

1. 開 会

司会（山本副課長） それでは、定刻となりましたので、只今から、千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、水質保全課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに本日御出席の委員の方々であります。本来であれば各委員の御紹介をするところですが、お手元の委員名簿に代えさせていただきます。

なお、本日、委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

千葉県環境生活部 部長の吉添でございます。

環境生活部水質保全課長の森でございます。

水質保全課副課長の熱田でございます。

水質保全課副課長の山縣でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

2. 千葉県環境生活部長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の吉添から挨拶を申し上げます。

吉添環境生活部長 環境生活部長の吉添でございます。委員の皆様には、お忙しい中、水環境部会に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から、本県の環境行政につきまして御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、4件の議題について御審議をお願いいたします。

まず、1件目は「東京湾総量削減計画の策定及び東京湾総量規制基準の設定について」でございます。県では、東京湾の水質改善のため、昭和55年度から総量削減計画を7次にわたって策定の上、東京湾に流入する汚濁負荷量の削減を行い、平成29年6月を目途に、8次の総量削減計画を策定していくものです。今回は、総量規制基準を含めて、その素案について御審議をいただき、このたび素案に対するパブリックコメント等が終了したことから、改めて御意見等を反映した案について、御審議をお願いしたいと考えております。

また、2件目及び3件目は湖沼水質保全特別措置法に基づく「印旛沼及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定について」でございます。これらの湖沼が昭和60年に指定湖沼に指定されて以降、湖沼水質保全計画は6期にわたって策定の上、各湖沼の水質改善を図り、今年度内に第7期湖沼計画を策定していくものです。今回は、印旛沼及び手賀沼の湖沼水質保全計画（素案）について御審議をいただき、こちらも素案に対するパブリックコメント等が終了したことから、改めて御意見等を反映した案について、御審議をお願いしたいと考えております。

最後は、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定」でございます。今回、新たな審議

事項であり、千葉県に関わる地域は極めて少ないのですが、茨城県より計画の策定について協議があったことから、御審議をお願いするものでございます。

本日は議題が4件と多くなりますが、御審議いただきまして、今回、取りまとめたいただければと思います。以上、簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 部会長あいさつ

司会 続きまして、近藤部会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

近藤部会長 本日は千葉県環境審議会水環境部会にお集りいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は4つあります。この4つの議題は、全て我々にとって非常に馴染みの深い地元の水域でございます。この水域が汚染、あるいは水環境の問題が生じているということでございますが、これは正に我々が今まで生きてきた中、得てきた近代文明というものの便益、これを享受してきたことに対する代償として起きている問題といつてもいいのではないかと思ひます。ということは、この水環境の問題というのは、我々日本人、あるいは千葉県人、流域の方々の全体の問題であり、全体が責任を持ちながら協働してやっけていく、そういう課題であると思ひています。

それから、もう1つ非常に深刻な問題でございますが、狭い意味の科学技術だけでは、もう解くことができない、そういう問題でもあるわけです。では、どうすればよいかといひますと、やはり今のキーワードは協働ですね。この4つの水域全て、行政だけではなく、市民を含む様々な主体が環境改善に向けて、取り組んでおります。今回、御議論いただくのは法定計画ですが、法定計画は決してこれだけで問題が解決できるというものではなく、同時に今、各所で起こっております様々な市民活動、行政の努力、そういうものを全て後押しして、エンカレッジしていく、そういうものの土台になる計画である、このような意識を持ちながら、今日は御審議いただけたらと思ひます。

本日はよろしくお願ひいたします。

司会 どうもありがとうございました。

なお、誠に申し訳ありませんが、吉添部長は、所要によりここで退席させていただきますと思ひます。

4. 議 事

司会 それでは、議事に入りたいと存じます。

本日の審議事項ですが、千葉県環境審議会会長より付議されました4件です。

1件目は「東京湾総量削減計画の策定及び東京湾総量規制基準の設定について」、そ

して湖沼水質保全計画の策定として、2件目及び3件目は「印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定」、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定」、4件目は今回、新たな審議となります「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定」についてです。

なお、議事進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、部会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。

近藤部会長、よろしくをお願いいたします。

近藤部会長　それでは議事を務めさせていただきます。

議事の進行につきましてよろしく申し上げます。本日は、傍聴人はいらっしゃらないということなので直ちに議事に入りたいと思います。議事に先立ちまして議事録署名人の指名を私に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは佐々木委員と瀧委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。では議事に入りたいと思います。

本日は議題が東京湾、湖沼、水質保全計画の4件でございます。

まず、最初の議題としまして、「東京湾総量削減計画の策定及び東京湾総量規制基準の設定について」、これは「東京湾総量削減計画について」として、前回からの継続審議となります。

まず、この件について事務局から説明をお願いします。

議題

東京湾総量削減計画の策定及び東京湾総量規制基準の設定について

熱田副課長　では事務局から説明させていただきます。本件につきましては、12月15日前回の素案に基づきまして、パブリックコメントを実施させていただきました。その結果につきまして、資料1-3に添付させていただいていますが、意見は残念ながら1件もなく、今回の案につきましては、パブリックコメントへの対応はございませんでした。各委員の御意見と関係機関への意見照会の結果を反映した結果、本日の案ということで、示させていただいております。大きく変わっているところはございませんので、前回の案に対して変わったところのみを説明させていただきます。

まず、資料1-1をお開き下さい。総量削減計画の案になります。

こちらの修正部分ですが、2ページ、ここは修正では無く意見等のあったところなのですが、2ページの2の削減目標の達成のための方途の中で、2-1 生活系排水対策の(1)下水道整備の部分になりますが、こちらについて、市原市さんから御意見がございました。市原市さんとしては、平成36年まで終末処理施設の高度処理の導入は難しいという御意見だったのですけれども、こちらについては、他の流域市町村でも取り組んでいただいていることでもありますので、その意見に対しましては、反映せず、原案

どおりということで修正なしとさせていただいております。

続きまして、4ページをお開き下さい。

4ページの2-3 その他の汚濁発生源に係る対策の中の(2)になりますが、畜産排水対策になっております。こちらの修正部分は赤字で示させていただいておりますが、前回の素案におきましては、この中に耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用を推進し、という文言が入ってございましたが、こちらは1つ前の計画の中に入っていたもので、平成28年3月に策定された計画には、この部分が修正されて削除されている状態になってますので、誤記の修正で、この部分を削除しまして適正利用の推進という部分のみの記載と代えさせていただいております。

続きまして、同じく4ページの3 その他の汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関する必要な事項の中の(2)水質改善に資する取組の推進の中の(ア)水質改善に関する養殖等の推進の中で、以前はアサリ等の漁業という表記になっておりましたが、勝山委員から「その他、ホンビノス貝とか二枚貝に対してもやっています。」という御意見をいただきましたので、「あさり等の二枚貝の漁業等」のように「二枚貝」の部分を追加させていただいております。

続きまして、5ページの中段(5)監視体制の整備の部分なのですが、ここは「講じる」という部分が赤字になっていると思うのですが、この文書の中で「講じる」と「講ずる」が混在しておりましたので、誤記の修正ということで「講じる」に改めさせていただいております。以上で、総量削減計画の素案から案に変わった際に、修正させていただいた部分の説明は終わります。

続きまして、総量規制基準(案)の修正部分を説明させていただきます。

こちらは、資料1-2の29ページをお開きいただきたいのですが、221のし尿浄化槽が3段に分かれおりましたが、備考(2)の「し尿のみを処理するものにあつては」という部分ですが、ここは C_n と C_{n0} の部分が太枠の2重枠で50になっております。ここは素案の時に35という誤記をしておりました、申し訳ございません。今までの規制基準と同じ50で、誤記のため修正させていただいております。

修正部分は以上となっておりますので、簡単な説明で申し訳ございませんが、以上の内容で案として御議論いただければと思います。よろしくお願ひします。

近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、只今の事務局からの説明を踏まえまして、御意見、御質問ありましたら発言をお願いします。

いかがでしょうか、時間はありますので整理する時間は取りたいと思います。継続審議ですので、大体御理解いただいていると思いますが、御意見等ございますでしょうか。それでは、御意見等よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見等ございませんようですので、諮問事項の東京湾総量削減計画の策定及び東京湾総量規制基準の設定につきまして、一括して御諮りいたします。

東京湾総量削減計画の策定として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)」、また、東京湾総量規制基準の設定として、「化学的酸素要

求量、窒素含有量及び磷含有量に係る総量規制基準（案）」につきまして、事務局から提案があった内容をもって、適当と認めることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。

それでは、異議が無いようですので、原案のとおり環境審議会に報告させていただくことにしたいと思います。ありがとうございました。

これをもちまして、本部会の意見として、環境審議会に報告することとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして議題の2件目及び3件目になりますが、「印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定」、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定」について、この2つの湖沼水質保全計画の策定は、前回からの継続審議となります。これらはそれぞれ関連する事項ですので、一括して審議を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

議題

印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定について 手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定について

山縣副課長　それでは事務局から御説明をいたします。資料2の関係になりますけれども、資料に入る前に前回審議会から今回にかけての経過について、少し触れさせていただきたいと思います。前回12月15日は、その前の10月28日、第1回目の御意見を踏まえまして、水質改善に資する各種対策のメニュー別の効果ということで汚濁負荷の削減効果でありますとか、沼の中のCOD濃度の低減効果ということで、いわゆる何をやればどれくらい減るのかといった定量化を行い、一覧表としてお示しさせていただきました。

更にそうした対策効果というものを踏まえ、第7期の計画における水質の目標値の案を設定して、印旛沼と手賀沼のそれぞれにつきまして水質目標値を含む計画の素案までを提示させていただいたところでございます。そうした中で、前回の審議会ではシミュレーション上の課題でありますとか、留意事項など様々な御意見をいただいたところでございます。そして、前回の審議会での御意見を踏まえ、事務局として計画素案を一部修正した上で、約1か月間パブリックコメントを実施し、その結果、印旛沼と手賀沼と合わせて計28件の様々な御意見をいただいたところです。

今回は、こうしたプロセスを通じまして、計画素案について所要の見直しを行いまして、最終的に事務局案として作成した計画案ということをもって、こちらを中心に御審議いただきたいと考えているところでございます。

それでは、資料の方へ移りますけれども、資料につきましては、資料2-1から2-4までと参考資料2-1と2-2となりますけれども、順次説明をさせていただきます。

まず資料2-1を御覧下さい。こちらにつきましては、前回12月15日の審議会で

いただきました御意見及びそれに対する対応等についてまとめたものでございます。一番左には番号が振ってありまして、計14件ということで整理させていただいておりますけれども、前回の審議会の中では大きく分けて3つ程、大きな論点があったと思っています。1つは、いわゆる湖岸改良工という呼び方をさせていただきましたけれども、印旛沼のりんなどを含む泥を浚渫し、それらを材として、湖岸部に緩やかな傾斜を持った盛土を行うと。そして、その上にりんなどが溶出ししない何らかの処理をした後に、水深に応じた多種多様な植生が繁茂するような環境を整えるということで、いわゆる湖岸改良工という呼び方をさせていただきましたけれども、それに関する御議論がいろいろあったかと思えます。

それから、2つ目はオニビシの刈り取りというのがあり、印旛沼では、西印旛沼、北印旛沼と合わせ125haほど繁茂してしまっていて、沼面積のだいたい10%位だったかと思えますけれども、繁茂している所の半分くらいを刈り取り水質浄化を図っていくことで、オニビシの刈り取りについても御意見をいただいたところでございます。

それから、3つ目、最後でございますけれども、浚渫ということで、これにつきましては、先ほど申し上げたとおり湖岸改良工の材として浚渫土を使うということがございまして、大きくは湖岸改良工とオニビシ、浚渫に論点が集中したと思っております。まず湖岸改良工の関係でございますけれども、一番左側に番号が振ってありますが、具体的には1番、2番、3番、5番、6番、9番、12番に関係してくるところでございますが、主だったところだけピックアップさせていただきますと、3番のところ湖岸改良工に関しまして、どのような構造、メカニズムによってりんの溶出を抑えられるのか分からない状態の中で、COD濃度の低減値を算定しているのは根拠が不明確だと御指摘いただいたわけですが、当日の事務局の回答といたしましては、浚渫や封じ込めにより、巻き上げや溶出が無くなるという前提の基に一定の仮定で算出したという説明をさせていただいたわけですが、その後、事務局で、種々検討いたしまして、御指摘のあったとおり植生帯の整備による水質改善効果については、現時点においては検証がまだ不十分ですので、今回の水質予測シミュレーションにおきましては、湖岸改良工による水質改善効果の数値は算入しない判断をさせていただきました。ただ、湖岸改良工の事業計画自体は残していきたいと考えているところでございます。

それから、5番のところ、今の湖岸改良工に関連してということになりますけれども、先程、水深に応じた多種多様な水生植物という話をさせていただきましたけれども、沈水植物だったり抽水植物だったりということになるわけですが、いわゆるエコトーンの整備というのを掲げるのであれば、ナガエツルノゲイトウこそ、刈り取りを行うべきという御指摘いただいたわけですが、そういった植生帯の管理についても関係部局と連携しながら検討すると、当日お答えしたところでございますが、その後、実際に関係部局と協議した結果が、1番右側の欄になりますけれども、河川部局と協議した結果、次の事項を計画に盛り込むこととしたということで、2つございますが、1つとして印旛沼、手賀沼ともに整備を行った植生帯だけではなく、必要に応じて自生する水生植物も刈り取りを行うなど適切に管理するといったことなどが1点でございます。そこでいう自生する植物というのはナガエツルノゲイトウなども対象にしていくという趣旨でございます。それから2点目でございますが、印旛沼については、印旛沼流域水循環健全化

会議、これは学識経験者、行政、事業者、市民団体が参画している会議でございます。こちらにおいて水質改善の取組を想定し、効果的、効率的な水質浄化対策の検討を進めているわけですが、河川部局と検討した結果、引き続きやっていくことで、計画に盛り込んでいきたいと判断したところでございます。それらの変わったところについては、この資料の後に具体的に説明させていただきます。

それからオニビシの関係について、いくつか抽出して説明させていただきますが、番号でいうと4番、6番、7番、8番に関係してくるかと思いますが、まず4番の御意見では、後段になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、刈り取り面積は全体の半分ということで、63haで想定していたわけでございますけれども、半分ではなく全てを刈り取って、貧酸素化により、りん溶出がしないようにするのが一番確実な水質浄化対策だということでございますけれども、こちらにつきましては、当日も回答させていただきましたが、今後、専門家の意見、アドバイスもいただきながら、検討して参りたいと考えているところでございます。

それから、7番になりますけれども、浮葉植物など根のあるものは、波を消し巻き上げを抑える効果がある。ただ、多すぎると嫌気性を作るという点で問題があるものの、程々にあるのは一定の効果があるということで、良い面と悪い面と両方あるという御指摘をいただきました。また、8番も同様の観点になろうかと思いますが、特に高温期は、波を消すことによって湖底に貧酸素化をもたらす、その場合には巻き上げの抑制によってりんの溶出が減ることと、貧酸素化してりんの溶出が増えるという両面が考えられますので、こうしたところの見極めが必要になるという御意見もいただいたところでございます。

それから、浚渫の関係につきましては、9番、10番、11番、12番が関係してくるわけですが、まず9番では、植生帯の整備によるCODの低減効果は、主に浚渫によるものとの説明だが、シミュレーションでは浚渫で完全に除去され、以後はまったく溶出しない非常に単純な条件で行われているようだが、実際はそうならず、1年も経てば元に戻ってしまうということで、やはり浚渫をやるならば、継続実施が必要だという御意見もいただいたところでございます。

それから10番では、深くなれば湖底は静穏になり、ゴミ箱のような働きもして、いろいろな物が溜まり悪さをするというような留意事項についても御意見としていただいたところでございます。また、11番では手賀沼の場合、光の届く範囲が水面から30cm程度、せいぜい50cmから60cmで、その下には光が到達しないということ、これはおそらく、沈水植物をイメージした御意見かと思いますが、そういうところも考慮しないとイケないということです。

また12番では、高滝ダムの場合、1万m³の浚渫に1億円程度かかるということなので、費用対効果等の面から検証が必要だという御意見もいただいたところでございます。以上が、前回審議でいただいた論点ということで御説明させていただきましたけれども、この中で先ほども申し上げましたとおり、前回の計画素案に対して一部修正に繋がった御意見として、3番と5番の1番右側に書いてあるところになります。

まず3番でございますけれども、内容としては湖岸改良工、いわゆる植生帯整備としての湖岸改良工による水質改善効果の数値を算入しないといった部分でございますけれ

ども、こちらにつきましては資料の2-3を御覧下さい。

資料2-3につきましては、印旛沼に係る第7期の湖沼水質保全計画のパブコメ後案になっております。こちらの資料につきましては、表紙の1番下のところに破線囲みの中に書いてありますけれども、網掛け部分と斜字の部分があり、網掛けの部分が審議会でいただいた意見及びパブコメにおける意見を反映し修正を行った箇所、斜字の部分については記載誤りとか、表現を丁寧にした方が良いという観点の事務局の判断で直した部分です。段階を経て作っており、まず第一段としては審議会でいただいた御意見を踏まえて修正し、直した後のものをパブリックコメントにかけて意見をいただき、いただいた意見の中から必要なものについて取り入れたという作りになっています。先ほど資料2-1の3番のところの水質改善効果、湖岸改良工の水質改善効果を見ないというものにつきましては、まず1つは3ページを御覧下さい。

資料2の3ページでございます。その中に水質目標値の表がございます。この表の下のところに、まず斜字が入っていますけど注意書きがいくつかありまして、ここは前回の計画案の中でダラダラ書いてあって非常に分かりにくかったということで、分かり易く書き改めたということで斜字になっており、内容的には前回から何ら変わるものではないでございますが、まずこの表を見ていく上で、この部分が重要になってくるので改めて説明をさせていただきます。水質目標値につきましては水質項目COD、全窒素、全りんの違いになっておりますけれども、平成27年度の現況と平成32年度とあります。平成32年度につきましては、左側が目標値で右側が参考値になっており、目標の欄には括弧の有りの併記型になっております。そういった中で1番下の注意書きですが、括弧の中の説明をしており、記載のとおり次表の発生源別汚濁負荷量目標値等のデータを元に算定したシミュレーション予測値ということで汚濁負荷量の目標値等というのは、次の4ページに書いてありますけれども、こういった数値等を元にシミュレーションを行った予測値であるということで、予測値を表の中で併記しているというのが1点目でございます。そして目標というのが2つ目でございますが、計画で定める各種対策を目標どおりに実施した場合の数値ということで括弧書きして、より積極的な水質改善の取組を推進するため、予測値の最後の桁を切り捨てて有効数字2桁にしていますけれども、そういった考え方で目標値を設定しているわけです。

そして1番右側の列の参考というのは、平成28年度以降、追加的な対策を実施しない場合の数値ということでございました。前回の計画素案と何が変わっているかといいますと、まず目標のところの括弧の中の数字は当然変わります。湖岸改良工による水質改善効果を見ない、見ていたものを今回は見ないということでございますので、CODの75%値が網掛けされたところ13.9mg/Lとありますが、前回13.6mg/Lでございました。したがって、当初見ていた0.3mg/L分をここから除外したということでございます。それによって、下の注書き2つ目にもありますように、目標値は切り捨てておりますので、括弧の外の数値は変わらないということでございます。以下、その下、CODの年平均値と全窒素については同じなのですが、全りんにつきましては括弧の内外と変わっております。括弧の内側が今0.125mg/Lとあります。前は0.117mg/Lだったわけでございますが、それが一部効果を算入しないということで、たまたま繰り上がってしまった関係で括弧の外側の数字、いわゆる目標値が前は0.11mg/Lだったところが、

今回は0.12mg/Lになっている状況でございます。ということで、まずこの3ページの水質目標値の表が変わったということが1点でございます。

それから、同じく資料2-3の8ページにいくつか変わったところがありますが、まず(9)の湖沼の浄化対策② 植生帯の整備等のところに網掛けがありますが、前はこの名称が植生帯による水質浄化と書いてありましたので、そこは浄化効果を算入しないということで、「による水質浄化」の部分を「の整備等」に変えたということが1点でございます。

それからその下の文章に「抽水・浮葉・沈水植物といった水深条件に応じた多様な水草が再生するエコトーンを創出する植生帯を整備します」となっていますが、従前は「エコトーンの実現のため水質改善効果を踏まえた植生帯の整備を検討します」と水質改善効果を踏まえたと入っておりましたので、そこを改めるべく、「を創出する植生帯を整備します」と整理をさせていただいたということでございます。

続きまして、資料2-1に戻りますが、5番の欄の1番右側のところに先ほど2つほど変えたというところがありましたが、その1つ目ですが、印旛沼、手賀沼ともに整備を行った植生帯だけでなく、必要に応じて自生する水生植物の刈り取りを行うということで、この部分は、印旛沼と手賀沼に関係してくるのですが、まず印旛沼につきましては先程、資料2-3で見ていただいた8ページの1番下のところです。1番下の網掛けしてある部分、自生する水生植物の刈り取りを行うなど適切に管理ということで、「自生する植物の」は元々なかったのですが、追加しているということが1つです。

それから、手賀沼につきましても同様でございますが、資料2-4の7ページに、②植生帯の整備等とあるのですが、従前は植生帯による水質浄化だったわけですが、先程の印旛沼と同じように、水質浄化ではなく「植生帯の整備等」に改め文章について「自生する水生植物も含めて」という部分も追加したということでございます。

それから、先ほどの資料2-1の5番の2つ目の項目でございますけれども、印旛沼については印旛沼流域水循環健全化会議における水質改善の取組を想定し、効果的・効率的な水質浄化対策の検討を進めるということまで踏み込んだ関係がございまして、こちらは印旛沼だけでございますので、資料2-3の9ページの1番下の④その他を新設して、ここの上記には水生植物、植生帯、沼の清掃等々とありますけれども、これら他に、沼の効果的・効率的な水質浄化対策の検討を進め、その有効性や実現性について検証を行うということで、例えばその具体例として浚渫が出てくれば、そういったものが検討対象になると考えているところでございます。なお、8ページのところの①、②は、実は前回と上下逆にしております。今、①が水生植物による水質浄化と、②植生帯の整備等ということになっており、前回、順序が逆でしたが、今の②のところに水質浄化という言葉が入らなくなり、水質浄化と書いてある方がおそらく先に書いてある方が適切だろうということで、ここの順番を入れ替えさせていただいたところです。以上が、まず前回の審議会でいただいた御意見とそれを踏まえて前回の案を一部見直した部分になります。

続きまして資料の2-2を御覧下さい。

第7期印旛沼及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画素案に関する意見募集及びパブリックコメントの結果についてということで、パブコメの結果でございます。意見募集期間

が昨年12月27日から本年1月23日までで約1か月間実施しました。3番にありますように意見提出者数は6名、延べの意見数は28件ということで、その内、印旛沼に関わる意見が4件、手賀沼に関わる意見が24件でございました。この中で、色々いただいているので一つ一つ細かく説明することはいたしません、意見をいただいて計画素案を見直した部分を中心に説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料2-2の1ページの1番下、表の1番左に番号が振ってあり、3番のところですがけれども外来生物の対策というのがございます。資料2-3の15ページ、⑥のところになりますが、こちらに印旛沼ではカミツキガメやナガエツルノゲイトウなど特定外来生物の増加が著しく、対策が急務と考えると。現に市民団体等も調査や対策にあたっていることから、実施主体について県・流域市町のみではなく幅広く記載し、関係者が一丸となって対応すべきという御意見をいただいたわけでございますけれども、まず、このカミツキガメというところが1つあるわけですが、県の考え方（案）のところに記載しており、資料2-2の表の一番右側でございますが、当該項目は県・流域市町によるカミツキガメの対策を想定したものであり、計画素案には外来生物のカミツキガメという具体名が入ってなかったの、これは意見を踏まえて明記すべきということで追記をしております。2ページにまたがっております、「なお、」のところですが、ナガエツルノゲイトウなど自生する水生植物については、8ページの「植生帯の整備等」に記載のとおり県が実施主体となって必要に応じて適切に管理することとしており、適宜、市民団体とも連携して対応するという、後段の部分については計画素案の修正は無しという対応で考えております。ここで、自生する水生植物というのは、先程ありましたように審議会での御意見を踏まえて、河川部局と検討するなりして今回、新たにパブコメ前に入れていた部分でございます。ということで、意見を反映させたのは印旛沼については、この1件でございます。

それから、資料2-2の2ページの(2)手賀沼に係る計画では、まず3ページに4番という項目がございます。4番の項目の上の所の欄に本来なら3番と3という数字を入れるべきところが抜けておりました。申し訳ありません。4番の項目でございますけれども長期ビジョン達成（環境基準達成）の時期が欠落しています、時期を明示すべきです、第6期計画にはありましたという御意見をいただいておりますけれども、こちらは資料2-4の手賀沼の本文の2ページの話ですが、元々は素案の段階では何年というのは入ってなかったのですが、長期ビジョン自体は、従前から既存のものということで他の計画と共有する形で存在していたわけでございます。それを踏襲するにいたしましても、当初、長期ビジョンとして本当に平成42年度という年限の設定が妥当なのか事務局でも結論を出し切れなかったところもございましたので、パブコメ案には「いつまでに」の「いつ」を抜いた形でパブコメをかけたわけでございます、現にこういう意見をいただきました。そういった御意見も踏まえ、改めて事務局で検討した結果、それなりにまだ期間もございますので、引き続き42年度ということで目標年の設定をしたいという判断をし、このような記載にしたところでございます。

続きまして、資料2-2の3ページの6番でございますけれども、本文の4ページの手賀沼の水質の保全に関する方針（発生源別汚濁に係る目標値）のところの御意見でございます。意見内容といたしましては、計画案の2ページにある書き出しの「はじめに」

ですが、植物プランクトンの増殖による内部生産の影響などの課題への対応も必要とあると。そういった中で、1つとして内部生産に伴う発生源汚濁負荷量を4ページの表に加えるべきだと思うということが1点。2つとして内部生産問題への対応は、第7期の施策に反映すべきと考えます。第7期では、具体的な対策はあまり見えていないように思うという御意見をいただいたのですが、まず1点目の4ページの汚濁負荷量の目標値のところ、内部生産に伴う発生源別汚濁負荷量を表に加えるべきという御意見につきましては、こちらの表は沼に流入する発生源ごとの汚濁負荷量の目標値を示したものであるということで、内部生産の抑制についてはその原因物質である富栄養化項目である窒素、リンの負荷量として目標を設定しているため、こちらについては追加しない、原案どおりとするという整理をしております。ただ、2点目の内部生産への対応の部分でございますが、こちらは今後、新たな課題として取り組んでいく必要があるということで、事務局も認識しておりますので、その旨を長期ビジョンとその実現に向けた道筋に明記することとしました。ということで、具体的には資料2-4の2ページにありますように、それと先程、42年度という話を具体的にどこに反映するという話をしなかったのですが、2ページの長期ビジョンの「42年度までに」を追記したということがございます。更に、今の内部生産の問題については、下の網掛けの部分でございますけれども、汚濁負荷の削減や内部生産の影響などの課題を踏まえ、文言を追加して内部生産について十分考えていくというところを明確にしたところでございます。

続きまして資料の2-2の4ページ、8番です。計画案では5ページに下水道の整備というのがありますけれども、こちらに対する御意見ということで、内容としては、下水道普及率の現状は平成27年度が91.2%だったと。目標の91.8%に対し、0.6ポイント未達成だったと。第7期の目標は第6期の目標と同じ91.8%にございます。ということで、普及向上の施策はその整備を総合的に進めますとあるけれども、普及率が目標に届かなかった原因を把握する、そして総合的に対策を進める必要があるということで、そうした表現を追加することを望みますという御意見です。まず、ここで訂正がありまして、資料2-4の5ページに下水道の整備の表の中に今、既に網掛けで平成32年度の目標値、下水道普及率93.2%と書いてあるのですが、実はここは誤って91.8%と書いてパブコメにかけてしまったという大前提がございます。一応、県の考え方、資料2-2に書いてありますけれども、まず第6期計画における下水道普及率については、目標は概ね達成されていると判断してございますと書かさせていただきました。これは、27年度91.2%ということで、現況88.4%だったのに対し、目標91.8%でしたが、91.2%まで、0.6ポイント未達ではありますけれども、概ね達成されていると考えて良いのかなということがあります。ただし、ここはそもそも御意見をいただいた方については、前回の第6期の時も目標が91.8%で、そこに目標が届かなかったのに27年度についても据え置きで91.8%にしていると、おそらく私どもの記載誤りによりミスリードしてしまった部分が多分にあるかと思っておりますので、そこについては大変申し訳ないというところがありますが、そこがなお書きということで、意見募集の際に提示した第7期計画の素案における下水道普及率の目標は誤りであったと、91.8%ではなく、93.2%だったということで、その部分については改めさせていただくとともに、その目標に向けて取組を進めてまいります、ということで県の案、考え方として記載している

ところであります。

以上が手賀沼について、いろいろ御意見いただいて、反映させていただいている部分ですが、資料の2-2の8ページの5番を御覧いただきたいのですが、手賀沼に係る計画に対する意見を踏まえた印旛沼に係る計画への反映ということで、手賀沼に対する意見をいただいた中で、印旛沼に水平展開し反映させても良いのではないかと思われる部分がありましたので、そこについて2点、書いてあります。

1つは長期ビジョンの年限の問題、それから発生源別水質汚濁負荷量に内部生産の追加の話がありましたけれども、それらにつきましては、印旛沼の方の計画、資料2-3の2ページに手賀沼と同じように長期ビジョン関係がございます。42年度という長期ビジョンの目標年次を入れたのと、2番目のパラグラフに汚濁負荷の削減や内部生産の影響などの課題を踏まえてということで、内部生産について十分目配りをしていくことで、この部分を水平展開する形で印旛沼の方にも入れたいということがございます。

以上、パブリックコメントを踏まえて一部見直しを行っているわけですが、パブリックコメントの中では多様な意見をいただいております。反映に至らなかったものは多々ございますけれども、それについて申し上げますと、質問形式になっているものの中にはあります。例えば、資料の2-2の4ページの手賀沼に対する意見ですが、9番、浄化槽の関係で、補助対象が高度型に集中すると考えて良いのか、あるいは5ページの14番、15番で、北千葉導水事業の関係ですが、導水量を維持するという前提で良いのか、保証されているのか、15番のアオコの回収について事業者との記載があるが、事業者自ら対応することがあるのか、7ページの23番の大津川流域における流出水対策推進計画ですけれども、こちらについても質問形式の御意見をいただいております、そういったところについては、答えられる範囲で対応しています。

また、趣が異なってきますが、例えば1ページの1番の印旛沼に対する意見ですが、下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽の設置促進の関係で、内容としては最後の3行目にありますが、環境税などの財源の確保についての御意見、2ページの手賀沼の1番、都市開発は自然との調和を図り抑制すべきという御意見、6ページの18番で、漁業に係る汚濁負荷対策のところ、内容としては手賀沼漁業の再生、復活に関する御意見、19番で農地対策のところ、水田による浄化能力の調査の実施に対する御意見、7ページの24番で、外来生物のカワヒバリガイへの対応等々、いろいろな御意見をいただいております。これらの御意見につきましては、今後の課題とするもの、あるいは、参考意見として承る等々の取扱をしており、計画案への反映には至っていない状況でございます。

ということで、審議会から御意見をいただき、それを踏まえた上でパブコメを行い、そこからの御意見をいただきました。そういった中で最終的に計画案として、資料2-3と2-4ということで印旛沼、手賀沼のそれぞれの湖沼計画案を作りまして、事務局といたしましては、これらの計画案につきまして、今回、最終的な御審議をいただき上で、県としての成案を得たいと考えているところでございます。

その上で、これまでも何度か申し上げているかと思いますが、今後の対応として、2月に環境省と国土交通省との協議を行いまして、それらを経て3月中を目途に計画の策定、公表を目指したいと考えておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたしま

す。

事務局からは以上でございます。

近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、只今、御説明いただきましたが、御意見や御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

山室委員 長期ビジョンとその実現に向けた道筋について、手賀沼も印旛沼も平成42年度までに目指しますということだったのですが、2つを見比べますと、印旛沼の方は長期ビジョンとして、「水清く、自然の恵みにあふれ、穏やかで豊かな印旛沼流域を再生」と定量的ではない表現で賢いなと思ったのですが、手賀沼の方は「環境基準を達成することを目指します」と明言していますね。これは、本気でできると考えていますか。

山縣副課長 実際には、かなりハードルが高いと感じますが、これらのビジョンにつきましては、印旛沼につきましては先ほど申し上げた印旛沼流域水循環健全化計画の中で健全化計画というものを作っておりまして、そちらの議論を踏まえて、湖沼計画と健全化計画とで共有する形で、このような表現でビジョンを作っておりまして、ここには環境基準は入っていないというのが実態で、今、既存のものでそういうものが存在することでございます。

長期ビジョンにつきましては、国の基本方針にもありますように、こうしたものは県だけで考えるものでは当然なくて、関係者であったり関係機関であったり、共有する形で掲げなければいけないというものがあまして、一応、既存のものにつきましては、このようなプロセスを経て策定しているものでございます。

そういった中で手賀沼につきましては、山室先生もよく御存知のとおり、手賀沼水循環回復行動計画が従前からありまして、その中にも一応長期ビジョンということでこちらに書いてあるものと同じ内容が盛り込まれて、環境基準の達成も入っているということで、これらにつきましても関係者間で、一応、共有されたものということで、今に至っていますので、少し成り立ちを含めて差異が生じているのが実態でございます。

山室委員 確認しますと、印旛沼には長期ビジョンに環境基準の達成が入っていなかったけれども、手賀沼には長期ビジョンに環境基準の達成が入っているから、入れざるを得なかったということでしょうか。

山縣副課長 入れざるを得なかったとまでは申し上げられないが、もしこれを変えるのであれば、それなりにもうちょっと関係者間の協議とか、そういったものやっつけていかないと手続き上、見直しは難しいのではないかと思います。

今回、そこまでの議論はなされていないこともございますので、当面はこのような形としますが、もちろん、計画期間中であっても、手続き上変えることも可能ではありますので、もし、そういった必要性が生じてくれば考えていかなければならないと思っております。

山室委員 ありがとうございます。私、以前に拙著を千葉県さんへ送ったと思うんですが、指定湖沼をいろいろ比較しまして、内部負荷の問題が今日、出てきましたけれど、内部負荷と外部負荷を分けて考えるために、いろいろ統計作業をした論文を書いたことがあります。その時に、印旛沼は1981年から85年の時点で既に外部負荷で5.9mg/LもCODがあり、手賀沼も5.7mg/Lあり、それが2006年から2010年には印旛沼は5.7mg/Lで横ばい、手賀沼で6.3mg/Lと増えている。

外部負荷でこの値ですので、無理ではないかと思えます。これに内部も合わさるので、平成42年度までに環境基準達成というのはどうかと。それと、本当にこの手賀沼の環境基準そのものが5mg/Lでよいのか、という話もあって、ここまで下げると今は獲っていませんが、漁獲量が減ります。それも、前にお送りしたと思うんですが、CODと手賀沼における漁業生産、漁獲量というのが、相関係数0.9近くで、きれいに相関していますので、5mg/Lまで本当に減らしてよいのかという議論もあると思えます。印旛沼にいたっては、環境基準は3mg/Lですね。そのあたりも踏まえると、ここでこの文言を出して、なおかつ、その手賀沼に関しては環境基準達成をとというのは、もう少し考えてもよいかと思います。

近藤部会長 貴重な御意見ありがとうございます。確か、印旛沼は水道水を取っており、湖沼として3mg/Lで、皆さん御存知だと思いますけれど、いろいろな制約がある中でどうしていくか考えなければいけません。決してここで全て微分的に決めるというわけではなく、今後とも様々な環境基準自体につきましても健全化会議やいろいろな主体との間で議論をしたいと思えます。貴重な御意見ありがとうございます。

それ以外に委員の皆様、御意見等ございますでしょうか。

それでは、私から印旛沼と手賀沼の資料2-3、2-4ですが、最後の印旛沼の方でいきますと、17ページのその他で、調査研究の推進という項目があります。我々、分かっていないところがありまして、様々な主体が調査研究に取り組んで状況を理解していく必要があると思えますが、ここの中で(1)の調査研究の推進で、県、流域市町、事業者とありますけれど、例えば、先程、住民の方々も非常に活躍して、専門家も増えておりますし、学の役割等もあるのですが、ここは学、住民を入れて、連携を形成する、そういう方向は可能なのでしょうか。どういう入れ方ができるのか、あるいは制約があるのでしょうか。

山縣副課長 ありがとうございます。当然のことながら、産官学のような形で、幅広にやっていった方が多様なニーズや課題に対応できるのかなと思うのですが、ここに県、流域市町、事業者とありますが、既存の計画に入っていたものを踏襲したようなところもありますけども、一方、そこに学とか住民とかの話になってくると変な話ですが調整を図ってない中、今に至っていることもございまして、勝手に書くのもなかなか難しいというようなこともございます。今、このような形で留めているんですが、当然の事ながらテーマによっては、そういった方々も巻き込んでやった方がよいもの、特にフィールド調査とかそういったところが、おそらく住民の方とか巻き込んでやった方が、当然良いわ

けでありますので、そういうことで考えているのですが、調整が図られてない中で書けなかったというところが、実際にはあるという状況でございます。

近藤部会長 別にここに書いてないからやらない、というわけでは全くないということですね。

山縣副課長 近藤先生のおっしゃるとおり、大学からも当然、いろいろお知恵をお借りし、アドバイスをいただくということです。

近藤部会長 横の連携を強化するために、何かあるとよいと思ったのですが、そこらへんは皆様方の事情がありそうですね。いずれにせよ、やっていくことは構わないと思います。他に御意見等はございますでしょうか。

朝堀特別委員代理（酒井河川保全管理官） 先程、手賀沼の下水道普及率のところ動きがありましたという話と、計画 91.8%に対して 91.2%、0.6%くらい大目に見てもよいかなという話で、計画達成できましたと伺いました。それはよいと思いますが、そもそもこの時、前回の第6期計画では何%普及率を増やす予定だったのでしょうか。

山縣副課長 参考資料2-2の11ページをお開き願います。左側が7期計画の案、右側が第6期ということになりますけども、第6期につきましては、22年度現状が88.4%という普及率に対して、27年度に91.8%に上げるという目標だったわけですが、左側の第7期のところの表の左側に27年度現状があり、91.2%だったという流れになります。

朝堀特別委員代理（酒井河川保全管理官） 分かりました。ということは、計画に対して2割位できなかつたということですね。今回は更に2%の上昇を目指すことにしたのは、普及率がここまで上がってくると、次に行くことがすごく難しい部分ばかり残っていることも踏まえて、2%程度にしたと理解してよろしいでしょうか。

山縣副課長 はい、そのように考えていただいて結構だと思います。

朝堀特別委員代理（酒井河川保全管理官） 予算的なものは前回をベースにして、また同じ位のことを行うという意味合いでしょうか。

山縣副課長 実際には、面整備の方は、市町村の各流域関連公共下水道による部分が大きいので、市町村の様々な事情も踏まえて、そちらからのヒアリングを行って今回設定した数値でございます。

朝堀特別委員代理（酒井河川保全管理官） 分かりました。前回の時と同じ程度と言いましたが、この残りの期間で増やすのはかなり難しいと思いますので、いろいろと皆さんにお願いなんでしょうけれど、一生懸命やって下さいと、よくよく言った方がよいと思いま

す。また同じ様に達成できないと辛いと思います。

近藤部会長 ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。

佐々木委員 資料2-3の3ページの水質目標値の表ですが、この中で平成27年度の現況というものは、実際、測定結果だと思うのですが、平成27年度時点での目標値はあったわけですよね。その目標値を括弧書きするなりして、どれくらい達成しているのか分かるようにした方がよいかと思ったのですが、どこかに書いてありますか。

山縣副課長 計画書の方には書いてないのですが、具体的な数値といたしましては、参考資料2-1の7ページの右側のところに、第6期の目標値ということで対策を講じた場合ですがありまして、実はそれを併記した方が良いというパブリックコメント意見もあるというのが実情でございます。

佐々木委員 前回、目標値について議論になり、強く言うつもりはないのですが、この表現の中で気になったのが、計画期間内の達成すべき目標として掲げられているということで、達成すべき目標、かなり強い言葉かなと思ったんですね。それが、次の4ページのところの表にあるような負荷量の目標値の削減目標、これが達成できたとしても、3ページの方の目標は達成できない可能性が高い、そういう予測になってますよね。ですので、そうなるくるとこの目標の数値が何となく軽いといいますか、努力目標的なニュアンスになって、皆さんがそのように思っている間はよいのですが、例えばケシカランという世の中になってくると、極端な話訴えられるとか、そんなことにはならないか心配になったもので。そういう意味では、少し過去の状況が、過去の予測と現況がどうだったかということをしっかり踏まえながらやっていくと、もう少しより慎重な表現、より慎重な予測ですね、それが結局、科学的な論拠をやらねばならない流れになるかなという気もしまして、過去の反省をしっかり明記していく方向の方がよいのではないかなと思いました。

近藤部会長 事務局的には、いかがでしょうか。

山縣副課長 先ほどの資料2-2のところ、パブコメの意見ですけれども、3ページの5番のところに、第6期計画の目標と現況を併記し、というようなこともございます。これについては、原案のとおりということで整理しているのですが、そこにつきましては別途、事務局の方で検討させていただければと思います。

近藤部会長 非常に悩ましい問題だと思うのですが、過去数十年間、水質がどんどん少しずつ改善しつつある中で、最後もうひと踏ん張りというところで、問題自体が非常に複雑になっている状況ですよね。行政が法律に基づいて責任を持って、これを執行する、そういう性質でもないわけです。上乘せの数字をきちんと入れて、住人の方々に現状を理解していただくという目的もって入れることもありうるかもしれませんけれども、入れる

とまた悩ましいこともあります。

森課長 佐々木先生がおっしゃっていただいたとおり、現況と実際の目標値というところの差を見せておいた方がよいだろうということで、これは、9.7mg/L という具体的な数字になるわけです。

佐々木委員 例えば3ページのCODは現況14mg/Lですね。目標が14mg/Lだったということですか。

森課長 目標は9.7mg/Lです。対策を講じた場合の達成すべき目標として9.7mg/Lでした。

佐々木委員 9.7mg/Lですね。32年度では目標を現実に近づけて13mg/Lにしたということですね。

森課長 はい。9.7mg/Lといった場合に、私どもの方としてもシミュレーションのところでも、今後、考えていかないといけないことがありますので、できましたら、そこは次回の課題として、今後、もう少し精度を上げていくとか、行政内部として対応を取らせていただければと思います。

先生方にも見るべきもの、見ないべきものというところを議論いただいた、そのように理解しております。ただ、シミュレーションの中身まで細かく、本来であれば時間をかけてこういうシミュレーションでよいのかということも、本来やらなければいけなかったことを反省しているのですが、今回はそのへんを含めて行い、どんなモデルを使うかも含めて議論させていただいて、その上でやれることはやったけれど、結果としてこの位違うんだよ、というような形で書ければ1番よいなど、後ろ向きな答えで申し訳ありませんが、そのように思っているわけでございます。

佐々木委員 分かりました、ありがとうございます。

近藤部会長 ありがとうございます。検討課題をいただきましたが、引き続き検討をしていただくということでよろしく願いいたします。時間もそろそろよい時間になりましたが、他に御意見等ございますでしょうか。

それでは、御意見出尽くしましたようですので、諮問事項、「印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定」、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画の策定」について、一括してお諮りしたいと思います。

この2つの策定案につきまして、事務局から提案のあった内容をもって、適当と認めることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

異議は無いようですので、原案のとおり環境審議会に報告することといたします。ありがとうございました。

議題

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定について

近藤部会長　それでは、最後に議題の4件目になりますが、「霞ヶ浦に係る水質保全計画の策定」について、これは印旛沼及び手賀沼と関連します非常に重要な計画になります。事務局から御説明をお願いします。

山縣副課長　それでは事務局から御説明します。資料3の関係になりますけれども、まず資料に入る前に本審議案件の趣旨について、簡単に御説明いたします。霞ヶ浦は御案内のとおり茨城県に位置し、茨城県の他、本県と栃木県の一部を流域としております。印旛沼と手賀沼と同様に、昭和60年に湖沼水質保全特別措置法の指定を受け、61年度以降、5年ごとに湖沼計画を策定してきております。そして、直近の計画が第6期ということで、計画期間が27年度で終了しており、印旛沼、手賀沼と全く同じ状況でございます。そういったことで、今回は7期の計画を策定する状況でございます。湖沼法におきましては、指定地域が2つ以上の県に跨る場合には、関係する知事が協議をして計画を定めるということが規定されておりますので、関係3県の千葉県、茨城県、栃木県が協議して策定することになります。ただし、実務的には、大部分が茨城県でございますので茨城県がとりまとめをしており、また、シミュレーション関係につきましても、茨城県が一括対応するというのが実情でございます。本審議会におきましては、本県に係る霞ヶ浦の湖沼計画の一部となりますが、そちらにつきまして御審議いただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

資料は、資料3-1 霞ヶ浦の概況及び水質等の状況について、それから資料3-2 霞ヶ浦にかかわる湖沼水質保全計画第7期素案の概要、それから資料3-3 第7期の計画素案（計画本文）になっておきまして、参考資料3として第6期の計画を付けてございますけれども、説明の流れといたしまして、まず資料3-1で、霞ヶ浦の位置、諸元や、土地利用の状況、汚濁負荷量・水質の状況、更には霞ヶ浦流域において香取市がどのような位置付けになっているかということについて説明をした後に、資料3-2におきまして、第7期の計画素案の概要ということで本県に係る部分を中心に、計画のアウトラインについて説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

資料3-1を御覧下さい。1番、霞ヶ浦の概況でございますけれども、先程、申し上げたとおり、茨城県と栃木県、千葉県の一部を流域としている霞ヶ浦ということで茨城県南東部に位置し、琵琶湖に次いで国内では第2位の面積を有する湖沼です。湖の周りには田園地帯が広がっており、西には筑波山がそびえ、農業、漁業が盛んに行われているという概況です。破線囲みにありますとおり、茨城県の条例におきまして霞ヶ浦の定義は、西浦と北浦と常陸利根川という3区分、下の流域図のところに書いておりますけれども、一番大きな西浦と東側の北浦、それから丸く囲んだ中にある常陸利根川、この3つの区分に分かれるということでございます。そして、本県の香取市につきましては、常陸利根川の流域の一部ということで、利根川の川向こうの北側に、常陸利根川の一部、

面積にして 14km²が位置付けられている状況でございます。

2 ページをお開き下さい。括弧に諸元等とございますが、流域面積は 2157km²ということで、印旛沼流域の 4 倍強の規模感になります。それから湖の面積は約 220km²程度で、こちらは印旛沼の 20 倍弱程度の規模感になります。大部分、8 割方が西浦と面積的にはそのような状況でございます。水深は平均 4m、最大で 7m で、貯留量は約 8 億 m³ で、こちらは印旛沼の 40 倍強という規模感でございます。平均滞留日数は約 200 日、流域人口は 96 万 3600 人で、印旛沼流域の約 1.2 倍といった規模感でございます。

利水の状況といたしましては、上水道の他、工業用水、農業用水の水源にもなっており、書いていないのですが、漁業としては鯉の養殖などが盛んに行われています。上水道の取水が行われていますので、先程ありました霞ヶ浦 3 区分、西浦、北浦、常陸利根川のいずれも環境基準につきましては COD で 3mg/L 以下ということで、印旛沼と同じ状況でございます。

それから (3) の土地利用の状況ですけれども、円グラフは、左が昭和 55 年、右が平成 27 年現況で 35 年間の変化を表しているものです。約 4 割が山林等で大きな変化はありませんが、35 年間で市街地が大きく増えている分、畑が減っているという土地利用の変化を示しております。

続きまして、3 ページをお開き下さい。2 番の第 6 期湖沼水質保全計画の達成状況等ということで、第 6 期計画、計画期間が平成 23 から 27 年度までの 5 年間でございすけれども、その計画期間における汚濁負荷量及び水質の状況は、以下のとおりということで、(1) に発生源別汚濁負荷量の状況と、ページまたがりまして 4 ページに水質の状況という整理をしております。表なので見にくいところもあるのですが、第 6 期計画におきましては、目標を当然、定めているわけですが、目標については水質のみでということで、負荷量については定めていないという状況でございます。水質につきましては、COD、全窒素、全りん の 3 項目について設定していますけれども、西浦、北浦、常陸利根川と全水域の平均といった形で 4 ページの表にありますように目標値を設定し、目標と実績、目標の達成状況等という整理をしております。

一方で 3 ページの汚濁負荷量につきましては、計画の中でも目標値として掲げていないことがございまして、22 年度と 27 年度の実績値のみ整理をしており、発生源別では生活系、産業系、面源系と区分している状況でございます。上から西浦、北浦、常陸利根川、霞ヶ浦全域ということで汚濁負荷量の整理をしていますけれども、大雑把に言いますと、全体的には 22 年度から 27 年度にかけて一応の減少はしていると。ただ、COD に比べ全窒素、全りんの削減率は低い傾向にあることが、大まかには言えるのかなという状況でございます。

続きまして、4 ページ、水質の状況ですが、西浦及び常陸利根川的全窒素を除く全ての水域、水質項目で第 6 期計画の目標値を達成できなかったとなっております。水質項目別、水域別に 22 年度の現況と 27 年度の実績、目標と書いておりますけれども、とりわけ本県に関係いたします常陸利根川につきましては、22 年度の COD の年平均値が 9.2mg/L に対し、27 年度が 8.3mg/L と下がったのですが、目標の 7.6mg/L には届かなかったという状況です。COD 75% 値につきましても、常陸利根川の 22 年度現況で 10mg/L だったものが、27 年度に 9mg/L まで下がったのですが、目標の 8.1mg/L

には届かなかったという状況です。そして、全窒素につきましては、常陸利根川の22年度現況が1.1mg/Lに対して0.89mg/Lと下がりまして、目標値と同値で達成という状況でございます。最後に、全りんにつきましては0.10mg/Lという22年度現況に対し、0.090mg/Lと下がりましたが目標の0.072mg/Lには届かなかったという状況でございます。

なお、本県には直接関係いたしません、1番上のところのCODの年平均値ですが、北浦については27年度実績が8.9mg/Lになっておりますが、これは全国の湖沼の中で、印旛沼と宮城県の長沼に次いで、全国ワースト第3位という状況でございます。

続きまして、5ページを御覧下さい。参考といたしまして、千葉県香取市の常陸利根川流域の区域はどうかということを整理させていただきました。まず、当該エリアの概況といたしまして、流域面積は14km²で、規模感としては霞ヶ浦流域全体の約0.7%、常陸利根川流域では約10%相当という規模感でございます。

人口は、約1700人で霞ヶ浦流域全体の約0.2%相当、常陸利根川流域の約2%相当という状況でございます。土地利用の状況は、水田が81%と圧倒的に多い地域で、次いでその他、その他というのは雑種地等になりますけれども、そのような状況になっております。

それから3番目に汚濁負荷発生源、生活系、産業系の状況ということで、27年度の状況でございますが、まず生活系は、農業集落排水施設が1施設ございます。それから合併処理浄化槽が106基、その内、高度処理型が27基、単独処理浄化槽が186基ということ、し尿処理場、これは汲み取り便槽等からのし尿を処理するものですが、1箇所でございます。このうち、農業集落排水と合併処理浄化槽、この区域の人口が1691人ということですが、農業集落排水の人口と合併処理浄化槽の人口の699人と393人を足すと、1092人になり、全人口に占める割合が65%でございますので、汚水処理人口普及率としては、65%でございます。そちらに入らないものとしては、単独処理浄化槽、汲み取り便槽になりますけど、そちらの人口が599人ということで、これらの599人につきましては、いわゆる生活雑排水、台所、風呂、洗濯といった雑排水が未処理の人口ということで、こちらはだいたい1/3の35%という状況になっております。

それから産業系でございますけれども、水質汚濁防止法の特定事業場が2事業場ございまして、畜産排水処理施設が1事業場と、旅館業が1事業場あります。畜産業が行われていまして、豚の飼育頭数が800頭という発生源の状況でございます。4番に発生源別汚濁負荷量をまとめております。平成22年度と27年度の実績となっておりますが、COD、全窒素、全りんの別に生活系、産業系、面源系ということで、括弧の外側の数字の単位はkg/日で整理しており、括弧の中のパーセンテージは、表の下に注記してあるとおり、常陸利根川流域に占める割合で、常陸利根川流域に与えるインパクトということで併記をしております。

平成22年度と27年度を比較すると、減少又は横ばいで、発生源別に見ますと、産業系が生活系と面源系よりも、よりインパクトが大きい状況でございます。以上が大雑把でございますが霞ヶ浦の概況及び水質等の状況でございます。

それらを踏まえて、次の湖沼計画になりますけれども、資料3-2を御覧下さい。こちらは、第7期計画素案の概要で、計画本文は資料3-3で、これを要約した形になっ

ております。順に説明させていただきますけれども、1ページの第1ですが、霞ヶ浦の現状と課題ということで、まず、依然として湖内の全窒素、全りん濃度が高く、CODは横ばいで推移ということで、ここにデータが載ってないのですが、資料3-3の2ページから3ページにかけて、水質の状況がグラフで書かれています。昭和47年から平成27年までという形で、CODの全水域平均とCODの水域別、全窒素の全水域平均と全窒素の水域別、全りんの全水域平均と全りんの水域別という形で書かれています。長期的なトレンドとしては、このグラフのとおりでございます。

資料3-2に戻りまして、特に北浦で濃度が高い傾向ということで、先程、申し上げたように、北浦では27年度CODが全国ワースト第3位という状況でございます。続きまして、第2ですけれども、水質保全に向けた取組としては、まず(1)第7期計画の方針ということで、5つほど箇条書きしておりますが、まず西浦、常陸利根川、北浦では生活排水の処理状況や地域の産業などが異なることから、両水域ごとに施策目標を設定すると。特に北浦に重点を置くということが1つ。生活排水対策としては、下水道や農業集落排水、高度処理型浄化槽の設置、促進を図るとともに単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進すること。3つ目といたしましては、農地・畜産対策としては環境にやさしい農業、家畜排泄物の農外利用を推進するという。それから湖の中の対策としては、北浦において浚渫や覆砂、脱窒による水質浄化試験を実施するという。

最後に、第17回世界湖沼会議の茨城県開催を契機とした市民参加で、水質浄化に取り組む気運の醸成や、水質保全活動の活性化、流域連携に取り組む流域水循環協議会の設置の促進ということで、この第17回世界湖沼会議につきましては、2018年、来年の10月につくば国際会議場を拠点として開催すると聞いております。この世界湖沼会議につきましては、各国の研究者や行政、NGO等の方々が集まって、様々な湖沼環境問題やその解決策について論ずると聞いております。

それから(2)の計画期間及び目標でございますけれども、アとして計画期間ですが、平成28年度から平成32年度までの5年間としております。水質目標については、表のとおりで、とりわけ本県に関係いたします常陸利根川のところで申し上げますと、COD年平均値が27年度現況の8.3mg/Lを32年度に7.6mg/Lまで下げるという目標。COD75%値につきましては、常陸利根川9.0mg/Lを8.1mg/Lに下げるという目標。全窒素につきましては、常陸利根川0.89mg/Lについては6期の目標が達成できたということで維持し、0.89mg/Lを目標ということで同値になっています。全りんにつきましては、常陸利根川0.090mg/Lを0.080mg/Lに下げるという目標設定になっております。

それから、1ページの1番下の長期ビジョンでございますけれども、こちらは、泳げる霞ヶ浦及び遊べる河川を実現するため、第8期、次の次の計画である第8期計画以降、できる限り早期に全水域の平均値でCOD5mg/L台前半の水質を目指すということなどが目標として掲げられております。

続きまして2ページを御覧下さい。第3 西浦における水質保全対策ということで、常陸利根川を含む、先ほど方針のところ以西浦・常陸利根川と北浦では性格がちよっと異なる、分けるといったことがありまして、こちらにつきましては、西浦及び常陸利根川の話になります。

1 番の生活排水対策から始まって、表については数値ということで 27 年度現状→32 年度目標という書きぶりで、それぞれ向上させるという目標設定がなされていますけれども、生活排水対策としては下水道、農業集落排水、高度処理型浄化槽を進めていくということで、それらをもって生活排水処理率を高めていくという設定になっておりますが、この中で本県が関係してくるのは下水道以外の部分ということでございます。

それから 2 番、工場事業場排水対策は、法・条例に基づく規制基準の遵守の徹底等では着実にやっていくという内容。3 番の畜産対策は、家畜排泄物の適正な管理と利用及び堆肥の流通促進と農外利用等ということで目標設定がなされていること。4 番の農地対策は、化学肥料及び化学合成農薬を 5 割以上削減した環境にやさしい農業や土壌診断に基づく適正施肥の指導、農業排水の流出抑制等ということで取り組んでいく内容でございます。

5 番、6 番、7 番の漁業・網いけす等々は、ほぼ本県には直接関係してこない部分でございますけれども、1 点だけ大きな話として補足しておきます。6 番の湖内対策の中に表がありまして、3 行ほどありますけれども 1 番下に那珂導水路というのがあります。この那珂導水路というのは、資料 3-3 の 11 ページの中ほどに、5 の浄化用水の導水というのがございまして、これは、極めて本県手賀沼における北千葉導水事業と性格が似た事業でございます。国の直轄事業ということで水質浄化と用水確保を目的として実施される事業で、本編の 11 ページにもありますように、国は那珂川から霞ヶ浦へ最大 15m³/s、利根川から霞ヶ浦へ最大 25m³/s 導水することによる水質浄化に向け、霞ヶ浦導水事業を促進しますとありまして、西浦の関係になりますけれども、西浦の北の方には那珂川がありますが、ここと西浦を結ぶ導水管を計画延長約 43km でございますが、そのうち現況 14.2km が整備されていて、更に計画期間内に 18km 整備する計画でございます。

利根導水路につきましては、西浦から利根川までの導水路ということになりまして、これは約 2.6km で、これはかなり古くに完成されているということで、こちらについても進めていくことが計画に盛り込まれているわけでございます。

続きまして、資料 3-2 に戻りまして、3 ページの第 4 で、北浦における水質保全対策につきましては、霞ヶ浦の計画の中の対策重点化水域であり、流域であるのですが、本県に直接関係しませんので詳しくは説明をしませんけれども、項目立てとしては、ほぼ西浦と変わらない状況でございます。

続きまして、4 ページをお開き下さい。第 5 その他水質保全のために必要な措置ということで、こちらは西浦と常陸利根川、北浦を包括した内容になってございますけれども、まず 1 番目としては地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚ということで、広報紙、インターネットを活用した情報発信、環境学習、啓発活動の実施、環境保全団体への支援等を行っていく内容でございます。2 番につきましては、先程、申し上げました世界湖沼会議の開催を契機とした取組ということで、連携して取り組むための流域水循環協議会を設置するという内容が書かれております。3 番、霞ヶ浦及び流入河川の水質状況の把握は、モニタリングをしっかりと行っていくという内容。4 番については、霞ヶ浦環境科学センターと関係機関との連携による調査研究の推進ということで、湖内対策と流域対策を共に進めていくという内容でございます。5 番につきましては、関係

者の連携・協力による計画推進体制の整備。6番、アオコへの対応ということも掲げられております。最後に7番の放射性物質のモニタリングも行っていくという内容でございます。

それから、1番下の流出水対策推進計画につきましては、農地や市街地等からの流出水による汚濁負荷対策の重点区域という話ですけれども、こちらは、引き続き山王川流域と鉾田川流域ということで、本県には直接関係しませんけれども、こういったところも進めていくという計画内容になっております。

5ページをお開き下さい。そういった中で、先ほどの西浦、常陸利根川の対策の中で、千葉県は何ができるかをここに書かせていただいたのですが、まず生活排水対策は、農業集落排水施設の接続率を95%から96.6%に上げるということ。それから高度処理型浄化槽の人口を0.1千人から0.1千人に維持するという。これは、香取市のこの区域におきましては、予測といたしまして、この5年間で人口が5%減るという見込みになっておりますので、人口が5%減りますが、高度処理型浄化槽の処理人口を維持することが計画目標の中身、考え方でございます。

そして、それらをもって生活排水処理率を64.6%から65.3%に増やすという計画内容になっております。それから2番の工場・事業場排水対策は、法・条例に基づく規制基準遵守の徹底等を図っていくということ。また、畜産対策は、家畜排泄物の適正な管理、処理、堆肥の利用促進を図っていくということ。農地対策は、土壌診断等に基づいた適正施肥の推進、化学肥料及び化学合成農薬の使用量削減、有機農業の推進等を図っていくということで、次の計画に盛り込んでいく内容でございます。

これらにつきましては、いずれも香取市内の対策ですが、継続対策ということで実施可能な対策を着実に実施し、常陸利根川の水質改善に一定程度、寄与していくという内容になっております。

以上が資料の説明でございますけれども、今後のスケジュール関係につきましては、資料に書いておりませんが、既に茨城県主体でパブリックコメントでありますとか、公聴会、あるいは市町村説明会などが開催されておまして、その中で随時計画の見直し等々が進められております。そして今回、御審議いただいて一定の結論をいただければ、その内容をもって本県としても各県とすり合わせを行っていきたくと考えています。

そして関係3県で、最終的に計画案が確定した後に、印旛沼と手賀沼と同様でございますが、2月に国との協議を行って、3月に策定、公表を目指したいというスケジュールで考えておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

近藤部会長 説明ありがとうございました。それでは只今の説明に対しまして御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

佐々木委員 資料3-3の2ページのCODの値が、平成25、26年位はかなり下がっており、多分、目標が達成されている状況になっていて、このあたりの理解というか、どういったメカニズムかが分かっているのかという点と、そのあたりも踏まえた上で、平成32年度の目標値の新値の根拠が分からなかったのもう少し説明いただけますで

しょうか。

山縣副課長 シミュレーション関係につきましては、冒頭で申し上げたのですが、茨城県で一括してやられていることなんですけど、水質が悪化した要因としては、植物プランクトンの影響が1つと考察されていたかと思っております。

佐々木委員 25年、26年のところは何か分かっていますか。

山縣副課長 手元に資料がなくて恐縮ですが、茨城県では一定程度の考察をしていたかと思いますが、確かその中には植物プランクトンの影響ということがあったかと。その原因として例えば気象条件が影響していたのかなど、今、ちょっと手元に資料がなくて明確にお答えできないのですが、一応、茨城県ではそのような考察をしていたかと記憶しています。

それから目標値につきましては、シミュレーションの手法自体が大分、本県と違うのですが、基本的には資料3-3の35ページのところで、目標ということで掲げているわけではないのですが、32年度での参考値としての汚濁負荷量を算出していますので、これを基に本県と同じような形でシミュレーションをやった結果として、対策後の水質目標値を設定している状況でございます。

佐々木委員 シミュレーションに基づいて削減量の目標値といいますか、それを入れた結果として、こういった対策にしたと理解してよろしいですね。

山縣副課長 そのとおりです。

佐々木委員 分かりました。資料3-2の1ページの現況と平成27年度の目標ですね、これは大部、乖離してる印象があったのですが、一方で現地観測の結果、先程の資料3-3の2ページの値が非常に変化しています。なかなか評価が難しいと思ひまして、もしこのあたりの変動がどのような理解になっているのかが分かれば、この数値の意味合いがもう少し分かるかなと思ったので質問させていただいたのですが、もし何か分かりましたら教えていただきたいのですが。

山縣副課長 分かりました。そこにつきましては、後日、御報告させていただきます。

山室委員 佐々木先生が指摘されたところと同じところですが、私も見ていて思ったのですが、例えば2ページのCODの長期変化のようなものがあると、第6期の時は最終年度は上がってしまったけれども、結構、頑張っていたんだなという感じが分かりますね。印旛沼は確か前回は経年変化を出していただいたので、今、手元にないので、これで見ているのですけれども、印旛沼もやっぱり最終年度にピッと上がっちゃったんですよね。その前の年度では、結構、目標の9mg/Lに近づいてましたよね。なので、1つ思ったのは、このように湖沼計画を始めてからの傾向を出していただくと、どれくらい県が頑張っ

減らしてきたのが、長期的に見ると分かり、最終年度がたまたま上がったというようなことも示しやすいのかなと、そのように思います。

後はもう1つ、霞ヶ浦が良くできているなど思ったのが、資料3-3の5ページのところですが、負荷が例えばこのように円グラフで、畜産が結構、ガッと大きいことが分かります。その後でだからこのように畜産に対して、こんな対策をしていると非常によく分かります。それに対して、こちらの印旛沼、手賀沼の方は、表になっていろいろ目標がでていますが、現状を分かりやすく説明されているかという、そうではないと思うんですね。ですので、なぜこの対策をするのが、今一、分かりにくいですが、この霞ヶ浦は見せ方がよくできていますので、7期は難しいと思いますが、次から参考に見てはと思いました。本当にびっくりしたのですが、西浦の水質、北浦もそうですが、りんとCODは当然、滞留する湖の方が高いのに、窒素が半分以下です。この理由は分かっていますか。

後、こういうことが分かるのは、頑張っただけ平均を掛けて、流入河川の水質を出してくれるからであって、手賀沼や印旛沼もこんな感じであると、湖内生産なのか、それともやっぱり周りが悪いから流域対策しなくてはいけないのだと思います。これは8、9期でできるという話ですので、質問としては、なぜ窒素が半分に減っているのかということですね。

山縣副課長　そちらにつきましても、先ほどの26年、27年に急激に上がった部分と併せて整理して御報告させていただきたいと思います。なお、先程の汚濁負荷量のグラフなど霞ヶ浦のものが工夫されているということにつきましては、いろいろ参考にさせていただきたいと思っております。

それから、印旛沼の水質でございますけれども、本県の場合には23年度からガクッと上がって、その状態が続いている状況でございます。例えばCODの75%値が22年度以前は、だいたい12mg/L位で推移していたのですが、23年度に13mg/Lと一気に上がって、その後、12、14、11、14mg/Lというような形で上がっております。

霞ヶ浦とは、そういう点では、少し違うのかなという状況でございます。

山室委員　私が今、スマートホンで調べたものは、かなりよいところまで下がっていることになっておりまして、もしかして期間によって違う統計を出している可能性もあるので、それも整理した方がよいかと思っております。後でどのページかお示しします。

近藤部会長　ありがとうございます。では、御確認をお願いします。

瀧委員　資料3-3の35ページを拝見しまして、COD、全窒素、全りんが書かれています。湖沼降雨の負荷量が、生活排水と同じオーダーになっているのですが、素人的には降雨は非常にきれいな水だと思いますが、このあたり、もし説明があつて、記憶されていたら教えていただきたいと思います。

山縣副課長　そちらについても、詳しいところは聞いていないので、先程の26年、27年に

グッと上がったとか、窒素が半減した話と合わせて、調べた上で後日、御報告させていただきます。

近藤部会長　　お願いいたします。降水も、例えばNO_x等も含まれていますので、霞ヶ浦は面積が広いので、kg/日になると、このような大きな値になるのでしょうか。

森課長　　今、山縣が話したとおり、茨城県には確認してみたいと思いますが、いずれにしても生活排水など、近藤先生がおっしゃるように原単位を設定していると思います。原単位を設定しているとなると、何らかの根拠をもって設定していると思いますので、実測データがあるか分かりませんが、そういったところから持ってきているのかと思います。ただ、オーダー的に瀧先生がおっしゃったとおり、非常に大きな数字ですね。どの程度の原単位をどう設定しているのかということころは、茨城県に確認してみたいと思います。

近藤部会長　　あそこは国立環境研究所がありますから、いろいろ情報があると思いますが、千葉県としても、行政としても茨城県と情報交換はされていますか。31ページに脱窒による水質浄化試験を実施とありますけれど、どういうことなのかなど。もし良いアイデアなら千葉県でも良いかなと思ひまして、これは単なるコメントですが、そういう情報交換で良いものは取り込もうということです。

森課長　　ありがとうございます。最近、なかなか無くなってしまったのですけれども、先生がおっしゃるとおり、従来なら千葉と茨城で会議を行ったりもしてますし、同じ流域もありますので、そういったところも、今後、もう少し意見交換の場を増やしていくなど検討させていただきたいと思います。

近藤部会長　　他に御意見等ございますでしょうか。

中田特別委員　　資料3-2の5ページについて、2点教えて下さい。香取市における水質保全対策の3の畜産対策の中に堆肥の利用促進とありますが、これは、資料3-3の湖沼水質保全計画の中では堆肥の流域外への流通の推進ということをも明記しているのですが、香取市では、そのようなことを取り組まれているのかということが1点目。2点目の質問は、4の農地対策について湖沼水質保全計画の本文の中では、土壌診断や化学肥料の使用量の削減についての記述があるのですが、有機農業の推進までは計画に書いてないのですが、香取市では、特に有機農業の推進を行っていききたいという思いがあるのかどうかというのが、2点目の質問です。

山縣副課長　　表現が変わってしまっているのですが、やっていることは、基本的には同じと考えていただいて差支えないと思います。農外利用の関係については、もしかしたら行政が関係しない形で動いている部分があるかもしれませんが、例えば、県が交付金を出してというような中では、そこまでは入れていない状況でございます。それについては、印旛沼と手賀沼での施策と香取市の施策というのは、考え方としては同じという

ことでございます。

近藤部会長　よろしいでしょうか。香取市は元気な農業法人もありますからね。個別にいろいろあるかもしれません。

それでは、他にございますでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定」についてお諮りいたします。

「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定」につきまして、事務局から提案があった内容をもって適当と認めて御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、異議が無いようですので、原案のとおり環境審議会に報告することといたします。ありがとうございました。

それでは、これで4件の議題が終了いたしました。本日、御承認いただいた諮問事項、東京湾総量削減計画の策定及び東京湾総量規制基準の設定について、印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定、手賀沼、霞ヶ浦につきましては、千葉県環境審議会運営規則第6条に基づいて、私から審議会長へ報告した後、会長の意見を経て、審議会の議決として審議会長名で知事あてに答申される運びとなりますので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、本日予定されました審議事項は以上でございます。次に事務局からその他としまして、説明事項等ありましたら、よろしくお願いたします。

5. そ の 他

森課長　長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。今年度は、本日の部会の開催が最後になります。書面開催を含めて、年4回という例年にならぬ開催となりましたが委員の皆様にはお忙しい中、御審議を賜り、とりまとめをいただきまして、誠にありがとうございました。今後は、近藤部会長よりお話しありましたとおり、報告いただいた後に、環境審議会から答申をいただきまして、県案をもってそれぞれの計画について、国との協議などを踏まえて、必要な手続きを進めていきたいと考えております。

来年度の審議案件ですが、例年行っております公共用水域の測定計画につきましては、また御審議をいただくと考えておりますけれども、その他の案件もあろうかと思っております。そういった場合には、まだ具体的な予定が決まっておりますので、先生方と調整をさせていただき、開催をさせていただき、審議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

近藤部会長　ありがとうございました。次年度の開催日程につきましては、事務局に調整をお

願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは進行を事務局に返したいと思います。御協力ありがとうございました。

6. 閉 会

司会 それでは皆様、長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、本日の環境審議会水環境議会を終了させていただきたいと思います。
本当にどうもありがとうございました。

— 以上 —